

胎児を可視化する少子化社会

——「生長の家」による胎児の生命尊重運動（プロ・ライフ運動）の軌跡
（一九六〇年代・一九七〇年代）から

土屋 敦

一 はじめに

プロ・ライフ運動（pro-life movement）とは、妊娠女性の胎内に存在する「胎児」の生存権・生命権を根拠に中絶禁止を主張する社会運動のことである。「胎児は既に十全な人格を有した人であるのか、それとも女性の体内組織の一部であるのか」といった問いかけは、欧米においてはリブとプロ・ライフ運動の間の相克の中で「中絶論争」として展開されてきた。また欧米におけるプロ・ライフ運動は主にカトリックを中心とする宗教運動と結びつきながら、一九七〇年代以降大規模な社会運動として展開されてきた。また、特にアメリカ

合衆国においては、実質的な中絶への道を開いた一九七三年の連邦最高裁ロウ判決以降、NRLC（全米生命の権利委員会）等のカトリック勢力を主体としてクリニックの破壊活動、産婦人科医の殺害といった激しい社会運動として展開されてきた（荻野 二〇〇一）。また近年においては、ES細胞の樹立やヒトクローン胚作成に対する是非論等の先端生殖技術論争を争点とすることも頻繁にあり、また胎児の生存権をめぐる論争がアメリカ大統領選挙のたびにその争点となることもよく知られている。「生命は組織の発育段階上どの時点から人としての十全な資格を有するのか」という生命の「線引き問題」は生命論争の中で頻繁に語られる主題であるが、プロライフ運動における胎児の生存権の主張はその「線引き問題」に対して良くも悪しくも生命論争・生命倫理学上の一つの基軸を提示してきたということができる。

一方、日本社会におけるプロライフ運動は、神道系宗教教団であり大本教の流れを汲む新宗教生長の家を主体に一九五〇年代末から一九八〇年代初頭にかけて大規模に展開された。生長の家のプロライフ運動は、日本における中絶・優生法である優生保護法中絶規定の第一四條四項「経済条項」¹撤廃を運動理念に掲げ、多くの国会議員や官庁の後押しを得ながら一九七二・七四年・一九八〇・八一年の「優生保護法改正案」国会史上程というかたちで結実する。欧米諸国においては一九七〇年代初頭まで多くの地域で中絶が非合法法であり、プロライフ運動は、中絶の合法化が模索され合法化される中で興隆した。他方、既に戦後一九四八年時点で中絶合法化がなされており、またそうした状況下において運動が開始された点に日本社会におけるプロライフ運動の一つの特殊性がある。

本稿では、「胎児や胚が人間としての尊厳を有するか否か。」もしくは「生命はどの時点から人間としての十

全な資格を有するのか。」といった価値論争上の規範命題の構築に直接的に参与するつもりはない。本稿では、日本社会におけるプロ・ライフ運動の牽引役であった生長の家による活動を、特に一九六〇年代半ばから一九七〇年代初頭になされた運動の軌跡を中心に検証することを目的とする。下記で述べるように、一九六〇年代半ば以降生長の家のプロ・ライフ運動は、政治結社「生長の家政治連合」の結成を転換点として多くの国会議員や諸企業の支持を取り付けながら急激に国政に接近していく。本稿で分析の中心に据える一九六〇年代半ばから一九七〇年代初頭の時期は、プロ・ライフ運動の理念と国政・企業側のニーズが合致した時期に該当しており、またこの時期に至ってプロ・ライフ運動は日本社会の中で「市民権」を得たのだ、ということが出来る。本稿では、上記の時期の生長の家の活動を中心に検証することで、プロ・ライフ運動の中心的主張である「胎児の生存権の尊重」理念自体が社会の中で説得力を持って語られだし、政治的権力を獲得しながら浮上するその社会の変化要因を析出する作業にあてられる。

二 「生き延びる使命」を帯びた胎児 ― 分析の視角

胎児の生存権の有無はプロ・ライフ運動における主張の核心的主題である。一方で、生殖論争において胎児の存在自体が争点となり積極的に問題化され始めるのは比較的近年の現象であり、それはここ四〇年前後の出来事にすぎないことを最初に確認しておきたい。生殖論争において「胎児」の存在への何らかの言及が不可欠なものとして措定されたという事実は、生命論争や生殖論争の争点において、そこに決定的な地殻変動が生じたことを

意味している。プロ・ライフ運動が興隆する以前の中絶是非論争もしくは生殖論争においては、保護の対象として一義的に指定されてきたのは胎児ならぬ「母体の健康」であることがほとんどであった。またそこにおいては、敗戦直後の妊産婦死亡率の高さや高齢出産に伴う母親側のリスクをいかに軽減するかという問題が主題として取り上げられてきたという経緯がある。一方、プロ・ライフ運動の興隆を一つの契機としてここ四〇年あまりの間に日本社会における中絶論争・生殖論争は、その主題を「母体の健康」から「胎児の生命権」へといかたちでの急激な「妊娠についての社会的知覚の逆転」(Duden 1991=1993: 11)を経験したことになる。

Dudenはドイツ連邦共和国における生命論争を分析する中で、福音派教会やドイツ司教会議が一九八〇年と一九八九年に出した「共同声明」の中でこのわずか九年間の間に胎児が神によって保護されるべき生命体としての価値を獲得したことを指摘している(Duden 1991=1993: 11)。「子どもと言えば胎児が問題」となり「まだ生まれてないもの」が生命としての地位を獲得するという状況が生じたことに言及してDudenは、以下のように述べている。

この生命の偶像崇拜を、世界中で繰り広げられている妊娠中絶をめぐる戦いの結果として理解するのは確かに間違っているであろう。むしろ生命偶像化への合意は、これまでほとんど気付かれなかった意味論的、なずれから理解できる。それは「生き延びる」ことに新たな重要性が認められるようになったことである。…

…(胎児は)個人的社会的、そして地球的危機を乗り越えて是が非でも「生き延び」なければならぬ。普遍的規範である「生き延びる」という使命は、「保護を必要としている胎児」という誤解された具体物に暗黙のうちに結び付けられている。(Duden 1991=1993: 169-70 傍点引用者)

プロ・ライフ運動の概念は、リブの理念である「中絶の権利」を掲げたプロ・ライフ運動の対義語としての含意を持つものとして使用されてきた。一方で、プロ・ライフ運動の思想的根幹である胎児の生命権尊重運動自体は、日本社会においてはリブが興隆する一九六〇年代末から一九七〇年代初頭の時期より十数年早く開始されている。プロ・ライフ運動の興隆過程を見極めその軌跡を追うという分析上の課題を遂行する際には、Dudenの提起する中絶論争に対する「これまでほとんど気付かれなかった意味論的なずれ」を分析の俎上にのせる必要がある。すなわち、胎児が「生き延びる」ことに対する新たな重要性を付与されたこと自体の有する権力性を社会動向内在的に析出し分析するという方向性である。

本稿では、中絶論争の闘わされる言説空間の中においてプロ・ライフ運動を捉えるというよりもむしろ、プロ・ライフ運動の主張が説得的に語られうるための社会内ニースがいかなるかたちで特定の時期に醸成され整備されたのか、という観点から分析を行う。

二 先行研究および分析資料

生長の家のプロ・ライフ運動は、森岡（二〇〇一）・荻野（二〇〇三）らの研究の中で、特に優生保護法論争史の文脈の中で言及されてきた。森岡（二〇〇一）は生命学の観点から、リブの興隆や障害者運動の展開の中に生長の家の運動を位置づけた労作であり、また荻野（二〇〇三）は戦後の家族計画運動の変遷史の中に同運動を位置づけている。両者の研究は本稿とも接点を有する研究であるが、いずれも生長の家の宗教運動の軌

跡を検証する作業を通じて日本社会におけるプロライフ運動の興隆を概括するという本稿の目的とは異なる文脈でなされた研究である。

一方、宗教学研究において生長の家の宗教運動自体を対象にした研究はあまり多くない。主要な研究として、生長の家の創始者である谷口雅春の思想形成過程を論じた島蘭（一九八八、一九九四）・小野（一九九五）・富永（一九九八）の教祖研究や、台湾における信者の語りを分析した寺田（一九九九、二〇〇五）、カナダ支部などにおける水子供養の形態を分析した星野（二〇〇三）の海外での受容過程に関する研究、また日隈（一九八三）による生長の家の明治憲法復興運動・日の丸復興運動等を追った宗教運動研究などが挙げられる。以上のように生長の家研究は教祖研究を中心としながら、海外における布教の軌跡などを分析する作業を中心に行われてきたということが出来る。一方で、生長の家の政治運動が社会内のいかなる文脈の中で受容されたのか、という運動の受容の局面を分析した研究はほとんどなされていない。また生長の家における一つの思想的核である「胎児の生命権・生存権尊重」運動自体ほとんど光が当てられてこなかったと言いうことが出来る。

本稿では、生長の家の教義をまとめた『生命の実相』、創始者谷口雅春の生誕一〇〇年に出された『生長の家百年史』のほか機関紙『白鳩』『生命の世紀』や講演会パンフレットなどを一次資料として、政治運動体としての生長の家のプロライフ運動を概括する。

四 生命の「線引き問題」との運動展開の時期区分

本論に入る前に、生命の誕生時期をめぐる「線引き問題」を整理しておこう。表1に見られるように、生命

の誕生開始時期をめぐる「線引き」には「受胎の瞬間説」「胎動説」「母体外生育可能説」「胎児の非人間説」のおおよそ四分類が存在する。

表1 生命の誕生時期をめぐる「線引き」の分類

	生命誕生の「線引き」時期
受胎の瞬間説	・胎児は受精の瞬間から人間であり、生命の尊厳が帰せられるべき倫理的人格である。
胎動説	・母体が胎動を感知した時に人間になる。
母体外生育可能説	・母体外育成可能以前の胎児は母体の一部に過ぎないが、母体外育成可能性を境に胎児は人間になる。
胎児の非人間説	・胎児は出生とともに命が守られるべき人格となる。

日本の中絶法・優生法として一九九六年まで存在した優生保護法（一九四八年成立・一九九六年母体保護法へ移行）においては、合法的中絶と墮胎罪・殺人罪の間の相克を回避する論理として「母体外生育可能説」が採用されており、中絶可能時期も医学の発達により当初の二八週から二四週、二二週と変更され現在に至る。生長の家のプロライフ運動は、人間の生命の開始時期を受胎の瞬間にさかのぼって読み取りそれを尊重するという理念を持つて開始された運動であり、生命誕生の「線引き」を「母体外生育可能説」から「受胎瞬間説」にずらすことを目的とした運動であったということが出来る。以下の引用は、生長の家創始者の谷口雅春が中絶・受胎調節に関して自らの教義に照らして語った箇所である。

われわれは胎児の人工流産を神意に対する叛逆行為であるとして、墮胎防止の線に沿うやう優生保護法

改正をする為に、既に十年間に互って努力を続けて来たのである。人工流産が神意に対する叛逆行為であるといふのは、ある人間の靈魂がある母親に受胎するのは、神がその靈魂の発達進化的ために最も適当な時期を選んで、最も適当なる環境を選んで地上に降下せしめられるのであるから、人間の現実的事情によつてその受胎時期をおくらせたり、延期したりする妊娠調節をすることすらも、それは胎中の殺人行為を含む墮胎よりも罪は軽いけれども、神意に対する叛逆であるとするのである。

(生長の家 一九七四・四四、傍点引用者)

生長の家の靈魂思想における生命は、神の靈魂が母親の身体に受胎する瞬間に始まるとの解釈がなされていた。またその思想に照らせば、胎児の生命を人為的に中断させる中絶はもちろんのこと、人間の人為的な介入によつて妊娠時期を調節する受胎調節も好ましくないとの見解が取られていた。またこの生命思想を核として、生長の家は自らの運動を展開していくことになる。

宗教団体生長の家は、一九三〇年(昭和五年)に谷口雅春によつて開始された大本教の流れを引く神道系新宗教の一教団であり、設立当初から多くの社会問題に対して積極的な活動を伴う「現世志向型」(島菌 二〇〇一)の宗教教団であった。また生長の家の教義の中には後に胎児の生命尊重運動へと接続されていく独自の生命尊重思想が教団設立当初から刻み込まれていた。またそうした生命尊重思想は、特に一九六〇年代半ば以降活発化する政治運動の中で中絶反対論として、明治憲法復元運動や紀元節復興運動と並んで生長の家の社会運動の中核を形成していくことになる。

表2 (年表) 生長の家による胎児の生命尊重運動の軌跡

第一期(一九四五—一九五八年)	<p>一九四五年 私生児・混血児の墮胎を防止するために飛田給に無痛分娩産院開設を計画。GHQからの許可が下りず。</p> <p>一九五二年七月 優生保護法改正を受けて「白鳩」七月号巻頭言に「百万人の児童を救う運動を起こせ」掲載</p>
第二期(一九五九—一九六三年)	<p>生長の家白鳩会中絶防止啓蒙運動として「生命尊重運動」を開始。</p> <p>「人命尊重」のハガキ二二万枚印刷。「聖使命」(「生長の家機関誌」)と共に厚生省・専門医・衆参両院に働きかけ。</p> <p>第一次国会請願を四〇万人の署名をもって行う。</p> <p>人命尊重運動は白鳩会単独の運動から、生長の家全体の運動となる。</p> <p>第二次国会請願(署名二二万余名)。</p> <p>優生保護法・中絶防止のために「子供の命を守る会」結成。</p> <p>九月一〇日 国民総自覚運動本部「子供のいのちを守る会趣意書」提出。</p> <p>第三次国会請願(署名二二万三三三八名)。</p> <p>第四次国会請願(署名二五万三〇〇〇名)。</p> <p>第四一回国会衆議院労働委員会に「人命尊重国会請願」付記。</p> <p>カトリック教会等と提携四〇余団体協賛のもとに「いのちを大切にす運動連合」結成。</p> <p>第五次国会請願(署名四〇万五八〇名)。</p> <p>第六次国会請願(署名二二万三三〇〇〇余名)。</p> <p>第七次国会請願(署名一一万三三〇〇〇余名)。</p>

第三期(一九六四—一九七二年)

一九六四年五月八日 生長の家本部会館にて「優生保護法改正国民決起大会」開催。

五月 第八次国会請願(署名二〇万名)。

八月 政治結社「生長の家政治連合」結成。

一九六七年 「優生保護法改廃期成同盟」結成。

四月二十六日 生長の家総裁夫妻、新任のローマ法王庁バチカン大使一行を迎え歓迎レセプション開催。

五月 生長の家青年会、三八万の署名と共に五〇〇〇名余で国会デモ行進。

六月 「優生保護法改廃期成同盟」結成。

一九六八年三月 優生保護法改正促進大会開催(参加者・衆議院議員七十七名、参議院議員二十九名、婦人参加者九〇〇〇名)。大会の中でローマ法王からのメッセージが寄せられる。

一九六八年一〇月 玉置和郎議員を中心に「優生保護議員懇談会」世話人会発足。法改正を政治日程にのぼらせる

ための折衝を政府・厚生省・医師会・自民党社会部会・衆参社会労働委員会等と着手。

一九六九年三月三十一日 参議院自民党政策審議会社会部会において優生保護法改正問題について初めて正式に議題に

はる。

一九六九年六月末 院内議員支援のため「ママ殺さないで」をスローガンに全国一斉署名展開。

一月 日本医師会・総理府の両面で「人工妊娠中絶実態調査」実施。この調査結果を受けて各マスコ

ミが一斉に「中絶規制強化の是非」を問う記事を掲載。

一九六九年一二月末 衆議院議員総選挙で「優生保護法改正国会請願」の紹介議員(現職二二七名、新人候補二二名、

計一三九名)を推薦支援。優生保護法改正を公約に掲げるよう申請。

一九七〇年三月二三日 参議院予算委員会の総括質問の席で白井勇委員の質問に対し、佐藤栄作首相が「生命尊重こそ

政治の基本」と発言。

一九七〇年四月二日 参議院予算委員会一般質問で鹿島俊夫委員の質問に対し、内田厚相は「優生保護法は改正の時

期に来ている」と発言。

一九七二年 第六八回国会へ「優生保護法改正案」提出。

また表2に見るように、本稿では戦後直後から本稿が対象とする一九七〇年代までの生長の家による「胎児の生命尊重運動」はその活動の性質上大きく三つの時期に区分することが出来る。

第一期は戦後直後から一九五九年前後までの時期に該当する。この時期の運動は、敗戦直後に米兵と日本人女性の間に来た混血児の中絶を防ぐために飛田給に開設が計画された無痛分娩産院（GHQの認可が下りず中断）や、一九五二年優生保護法改正時に追加された第一条四項「経済条項」による中絶適用範囲拡大への批判意見の表明（機関誌『白鶴』七月号巻頭言に掲載）が主になされた。この時期における生長の家のプロライフ運動はまだ組織的な政治活動としての体裁を整えておらず、あくまで谷口雅春の思想的言明の域を出るものではなかったという事が出来る。

以上の状況に変化が生じるのが第二期（一九五九年前後から一九六四年前後まで）に該当する一九五九年に始まる「第一次五カ年計画」の中で開始されたもので、明治憲法復元運動や日の丸推進運動、そして水子供養運動などと共に中絶禁止運動が生長の家の運動の主題として位置づけられる。この時期の運動には、中絶反対に賛同する署名活動や国会請願、そして日本家族計画連盟や日本母性保護医協会などの諸団体との連携の下に結成された「いのちを大切にすゝる運動」などが含まれ、生長の家の運動が一宗教団体の活動にとどまらない広がりを見せるといふ特徴がある。

また本稿の分析の中心である第三期（一九六四年前後から一九七二年前後まで）は一九六四年に始まる「第二次五カ年計画」以降の時期に該当しており、政治結社「生長の家政治連合」の設立を契機として、選挙における候補者支援などを通じて生長の家の運動が急激に政治色を強めていく時期に対応している。生長の家のプ

ロライフ運動は「優生保護法改正運動」として、紀元節復興運動（一九六六年「建国記念日」として制定）、明治憲法復元運動と並んでこの時期の運動の中心にあった。その後この「優生保護法改正運動」は一九六八年「優生保護議員懇談会」結成を契機に政治日程に上り、一九七二年に至って運動は優生保護法改正案国会日程というかたちで結実する。

以下の節では、生長の家のプロライフ運動が教団外部の諸団体との連携へと拡大的に発展することとなる一九六〇年代半ば以降の動向を分析の俎上にのせる。

五 「いのちを大切に」する運動大会 ―政治運動の中のプロライフ運動

左記の表は、優生保護法改正案が始めて国会に提出される一九七二年六月からさかのぼること約九年前に開

表3 一九六三年「いのちを大切に」する運動大会 参加・協賛団体

参加団体（四三団体）	生長の家白鳩会、日本家族計画連盟、日本母性保護医協会、全日本カトリック医師会、カトリック人口問題研究会、全日本仏教婦人連盟、日本卍字会、日本WHO協会、日本赤十字社、NHK厚生文化事業団、朝日新聞厚生文化事業団、他
協賛団体（二二社）	日本通運株式会社・日本鋼管株式会社・大日本製薬株式会社・東武鉄道株式会社・大日本製薬株式会社、他
後援（八団体）	厚生省・文部省・労働省・日本国有鉄道・厚生年金会館・大阪府・大阪市・堺市

（「いのちを大切に」する運動連合 一九六四）より作成

かれた、「いのちを大切にする運動大会」の参加・協賛団体の一部抜粋である。生長の家主体で一九六三年八月四日に東京厚生年金会館、八月一六日大阪大手前会館で行われたこの「いのちを大切にする運動大会」は、プロライフ運動が一九六〇年代初頭に至って一つの分岐点に差し掛かっていることを示していた。

生長の家主体で開催されたこの「いのちを大切にする運動大会」の中では、生長の家のほかに多数の団体が参加していた。プロライフ運動は一九六〇年代半ばを境に、日本家族計画連盟・日本母性保護医協会といった現場の医師等の団体やカトリック人口問題研究会・全日本仏教婦人連盟等の他宗教団体やそして日本通運や日本鋼管等高度経済成長期の牽引役を果たした諸企業や厚生省・労働省といった官庁の後援も受けた。大規模な運動として再編成されていく。また日本家族計画連盟はもとより、日本通運・日本鋼管・東武鉄道などの諸企業は、一九五〇年代初頭以降家族計画運動を主体的に推進し一九五〇年代日本における出生力転換に一役も二役もかかった運動主体であった。これらの諸団体がプロライフ運動との接点を持ち出すということ自体に、一家族当たりの出生数の抑制や家族規模の縮小という戦後日本の諸運動体が志向してきたベクトルがこの時期変化を生じ始めていたことが表れている。また、厚生省・文部省・労働省といった官庁がプロライフ運動に関与していく軌跡の中には、後に述べるように高度経済成長期への離陸に伴う「労働力不足」や、一九五〇年代の出生力転換の結果生じた人口構造上の将来の「少子化問題」を危惧する政府の意向が反映されていた。それまで生長の家のほぼ単独で行われてきたプロライフ運動は、この一九六〇年代半ばの時期を境に官庁・諸企業や他の宗教団体などの支援を受けながら徐々に社会の中で「市民権」を獲得していくことが見て取れる。

またこの生長の家のプロライフ運動には、胎児に生命が既に存在している事実を裏づけ、それを喚起する巧妙な仕掛けが存在した。表4は、生長の家の講演会や集会において使用された「胎児の日記」である。

表4 生長の家が運動に使用した「胎児の日記」

<p>「胎児の日記―お母さんは私を殺しました―」（抜粋） （ポーランドの共産主義政権による中絶自由化政策に抗議してポーランドの首座大司教ヴィシンスキー枢軸卿によって描かれたもの。）</p>	<p>十月五日 私のいのちがはじまりました。両親はまだこのことを知りません。私はまだ林檎の種ほど小さいけれども、それでもう「私」なのです。そして私は女の子―金髪の青い目の―になるはずです。</p>	<p>十月二五日 今日私の心臓はひとりで鼓動をはじめました。今から後、私の生命を通じておだやかに鼓動をつづけるでしょう。</p>	<p>十一月二日 私は毎日大きくなっています。私の手と足は格好がつきはじめました。</p>	<p>十一月二十日 お医者さんは先頃からお母さんに、私がお腹の中にいることを告げています。お母さんは幸福に違いありません。</p>	<p>十二月十三日 私の目も漸く見えはじめました。私の周りは真つ暗です。けれどもお母さんがこの世に送り出してくれたときには、回りには陽と花がいっぱいでしょう。</p>	<p>十二月二四日 お母さんは私の心音を聴いているかしら。…私の心臓は規則正しくタツ、タツ、タツと鼓動しています。</p>	<p>十二月二八日 今日お母さんは私を殺してしまいました。 （ここに記された日記はまさに殺人の記録である。しかし、これと同じことがわが国では優生保護法の隠れ蓑の下で行われている。…）</p>
---	---	---	--	--	--	--	---

（生長の家 一九六七a）

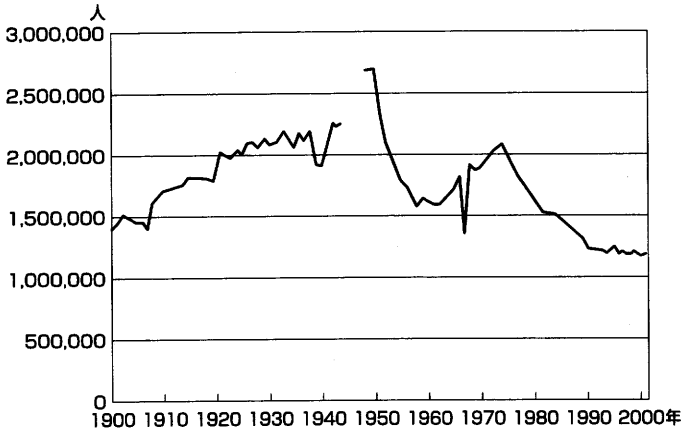
日記は一貫して「胎児からの視点」で記されており、そこに生命や人格の存在を読み取り、意識の芽吹きを

読み取る巧妙な仕掛けが施されている。この「胎児の日記」は、受精の瞬間から生命が意識を持つ存在として描かれており、この日記は母親が胎児を「殺害」するところで終わる。胎児の尊厳や人権尊重を主張する生長の家のプロ・ライフ運動は、感覚し、呼吸し、そして既に「意識」や「人格」を有する「殺されざる対象としての胎児」を人々の心に強烈に訴えかける後押しをした。それは云わば、妊娠女性の胎内に「生命と人格を兼ね備えた胎児」の所在が読み取られていく過程であり、この動きはその後一九七〇年代初頭から「女性の自らの身体に対する自己決定権」の主張を掲げ開始されるリブとの争点を形成していくこととなる。

六 「少子高齢化社会」を危惧する言説の端緒とプロ・ライフ運動

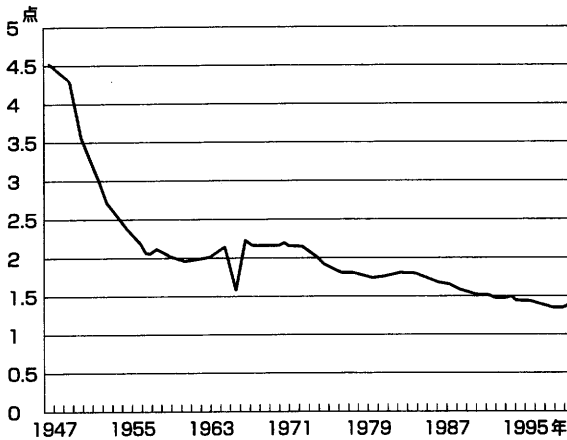
また先に述べたように、運動第三期（一九六四・一九七二年）における生長の家のプロ・ライフ運動は、一九六四年の「生長の家政治連合」結成を契機として国政選挙実施の度に多数の支持議員を国会に送り込みつつ次第に国政での勢力を拡大していった。支援議員の数は、一九六九年十二月の衆議院議員選挙においては現職一二七名、新人候補一二名の計一三九名に上っている。また生長の家が運動第二期（一九五九年・一九六四年）における一九六〇年九月の第一回国会請願から一九六四年五月の第八回国会請願までに集めた署名の数は、計約二〇〇万名分に上っており、またこの間多数の講演会を開催し自らの主張の社会的認知と賛同者を募る活動を定期的に行っている。また生長の家の活動においては、ローマ法王といったカトリック教会の権威や、マザーテレサといった海外の慈善事業者の権威を多分に動員しつつその運動を展開しており、それらの権威は自らの胎児の尊厳や人権尊重運動に対する正統性を補強するのに大いに寄与した。また先に述べたように、この

図1 出生数の推移 (1900—2000)



(出典：人口問題研究所「人口統計資料集」、厚生省「人口動態統計」)

図2 合計特殊出生率の推移 (1947—2000)



(出典：人口問題研究所「人口統計資料集」、厚生省「人口動態統計」)

時期の生長の家の家のプロライフ運動は、一九六四年に開始される紀元節復興運動を契機とした建国記念日制定（一九六六年）や明治憲法復元運動・日の丸推進運動といった生長の家の運動との同時展開の中で、日本の戦後ナショナリズムの動向へと接続されていく。

次にプロ・ライフ運動勢力が拡大した一九六〇年代半ばから一九七〇年代初頭にかけての日本社会における出生率の動向を戦後の出生力転換の中に位置づけてみよう。

日本社会における合計特殊出生率は、敗戦直後から急激な上昇を見せ（「第一次ベビーブーム」）一九四七年を頂点としてその後一九五〇年代全般の時期を通じて急劇な減少を示す。ピーク時であった一九四七年に四・五四あった合計特殊出生率は、生長の家の活動が開始される一九五九年には二・〇四まで下降し人口置換水準を下回っており、その後一九七五年に二点台を割り込むまで緩やかな横ばい状況で推移する。

以下の引用は、生長の家の運動の中で一九六〇年代半ばから後半にかけてなされた「下がりすぎた出生率」を危惧する言明である。

子供の生み方が少なくなると人口構成が急速に老齢化してしまうものであるが……こうなれば、民族の活力は衰え子を生む力も減退し、人口は等比数的な縮小再生産の悪循環を繰り返すのみで、……すでに日本民族の老化現象は目に見えて社会問題を惹起し始めている。

（生長の家 一九六七b）

昭和三十年において求人に対する求職は三・六倍であったのが昭和三四年には二倍となり最近（一九六七年一月）においてはほぼ同数になった。……この労働力不足の問題と産児制限政策の関連」が（白書の中には）どこにも注意されていない。

（生長の家 一九六七c）

生長の家の思想の中には、「子供の生み方が少なくなる」に従い「人口構成が急速に老齢化」することへの危惧感と、それに伴い「日本民族の老化現象」が進行することへの不安感が常に存在していた。またそこには「下がりすぎた出生率」によって引き起こされる「将来的な労働力不足」を危惧する言明が分ちがたく付着していた。胎児の人権尊重を根柢に中絶禁止を運動方針に掲げる生長の家の主張は、出生率の改善や人口力の強化、そして民族主義的な主張とも接点を見出しながら、日本社会が「下がりすぎた出生率」を危惧し始める一九六〇年代という時期において、社会における自らのポジションを確立していったということが出来る。

また生長の家のブレーンであり当時南山大学教授の職にあつた井上紫電は、一九七〇年四月自民党政治審査委員会社会部会の席上で、優生保護法改正と中絶規定引き締め必要性を人口学上日本社会が抱えている構造的問題を説きつつ以下のように語っている。

日本人の出生はここ数年、十年以上にもわたりまして世界最低を続けておりました結果、その数字は現在十六歳から三十歳までの十五年間に生まれた青壮年層の総出生数は三千三百万人でございます。ところが優生保護法が昭和二十七年に改正されて、中絶が野放しになりましたから生まれた子供の総数、すなわち現在一歳から十五歳までの幼少年年代層、これらの人たちが生まれた総数は二千五百万人にすぎないわけです。…これはどういうことを物語るかと申しますと、今後十五年後には十六歳から三十歳までの働き盛りの年齢層が現在よりも八百万人減るといふこと、労働人口が少ないと困っている現在よりもなお二割

五分も労働年令層が減るといふことであります。

(自民党政治審査委員会社会部会 一九七〇)

優生保護法改正の必要性を人口政策上の観点から主張する井上紫電の発言においては、その後「少子高齢化問題」と呼ばれる人口構造上の転換に伴う一連の議論の原型を見出すことが出来る。

なお、政府の人口政策に対する強い影響力を持つ人口問題審議会において「出生力の改善」が政策課題として明確に主張されだすのは、一九六九年八月五日に出された「わが国人口再生産の動向についての意見」が最初である。三年余の時間をかけて練り上げられたこの答申に「将来の人口の先細りを避けるためには、出生力の回復が望ましい」(人口問題審議会 一九六九)との表現が盛り込まれた。この答申は戦後日本において国策により出生力の回復が目指されるべきであるとする項目がはじめて盛り込まれた答申であつたがゆえに、各方面から総力戦体制下で敷かれた「産めよ殖やせよ政策」の再来であるとの大きな反発を受けた。⁽²⁾戦後の人口に関する言説空間にあつては、国策として出生率改善を明示的に主張することは総力戦体制を想起させるという意味においてタブー視されており、このタブーは一九六九年の人口問題審議会の答申が多くの反発を受けた後に、同審議会が出生率改善の提言を明示的に主張することを避けるようになるという過程にも表われている。

第二期(一九五九・一九六九年)以降活発化する生長の家のプロライフ運動は、出生力の回復を「胎児の生命尊重」というオブラートに包みながら主張したことで、国策としての出生力の回復を意図する政策担当者にとつては使い勝手のよい主張として受容された。またその点にこそ、胎児の尊厳や人権尊重を唱え中絶禁止を主張する生長の家の運動が、まさに一九六〇年代全般の日本社会において国政にこれ程までに迅速に受容さ

れた素地があつたと言える。

七 おわりに

その後、生長の家のプロライフ運動は一九七二年国会上げ後一九七二年以降一九八〇年代前半までの時期に計五回国会の審議の場にのせられることになる（いずれも廃案）。

表5 一九七二年六月十六日第六八回国会「優生保護法の一部を改正する法律案」

<p>一、人工妊娠中絶の適用事由に関する改正</p> <p>(1) 第一四条第一項第四号の「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」という人工妊娠中絶の適応事由のうち「身体的又は経済的理由により」とあるのを削ると共に、「母体の健康」とあるのを「母体の精神又は身体の健康」に改め、第一四条第一項第五号とする。</p> <p>(2) 「胎児が重度の精神又は身体の障害の原因となる疾病又は欠陥を有しているおそれが著しいと認められるもの」という事由を人工妊娠中絶の適応事由として加え、第一四条第一項第四号とする。</p> <p>二、優生保護相談所の業務に関する改正</p> <p>優生保護法第二〇条にある優生保護相談所の業務として、「適正な年齢において初回分娩が行なわれるようにするための助言及び指導」等を加えること。</p>

(滝沢 正 一九七二)

この「優生保護法改正」に向けた動きは、生長の家のプロライフ運動を基点としながら「下がりすぎた出生率」や「労働力不足」への危惧感と結びつくかたちでなされた運動（表5は一九七二年に生長の家のプロライフ運動の中で醸成され国会に上げられた優生保護法改正案である。(1)「経済条項」の削除として結実)

と、一九六〇年代半ば以降の「不幸な子ども生まれぬ運動」等障害児の出生予防政策（表5（2））「胎児条項」の追加として結実）の間の交錯点に編まれたものである。いわばこの優生保護法案は、一九六〇年代全般の時期を通じて練り上げられた人口量の改善と人口質の改善という両面のベクトルから練り上げられた人口政策上の結果であったということが出来る。

その後生長の家を中心とするプロライフ運動の中で練り上げられた「優生保護法改正案」は、一九七〇年代初頭以降障害者運動や女性運動からの強烈な批判に晒されていくことになる。またこのプロライフ運動は、一九八〇年代初頭においてアメリカのプロライフ運動やバックラッシュ、そして一九八〇年代の日本ナショナリズムとの関係下に再度活発化する。こうした一九八〇年代以降の生長の家の運動経緯に関しては更に詰められる必要があるが、その作業は別稿に譲ることにする。

引用文献

井上紫電 一九六八、「優生保護法改正をめぐる問題と意見」 優生保護法改廃期成同盟事務局。

——— 一九八二、「胎児とは何か?——その法的考察」日本教文社編『胎児は人間ではないのか——優生保護法の疑問点』 日本教文社。

いのちを大切にすゝる運動連合 一九六四、「いのちを大切にすゝる運動」しおり」。

荻野美穂 二〇〇一、「中絶論争とアメリカ社会——身体をめぐる戦争」 岩波書店。

- 二〇〇三、「反転した国策——家族計画運動の展開と帰結——」『思想』（二〇〇三・二）：一七五・一九五
- 小野泰博 一九九五、『谷口雅春とその時代』 東京堂出版。
- 島蘭 進 一九八八、「生長の家と心理療法的救いの思想——谷口雅春の思想形成過程をめぐって」桜井徳太郎編『日本宗教の正統と異端』弘文堂 六七・九〇。
- 一九九四、「神と仏を超えて——生長の家の救済思想の生成」『岩波講座 日本文学と宗教』第八卷 岩波書店 二五七・八四。
- 二〇〇一、『ポストモダンの新宗教——現代日本の精神状況の底流』 東京堂出版。
- 人口問題審議会 一九六九、「わが国人口再生産の動向についての意見」。
- 生長の家 一九六七 a、『生命の世紀』一九六七年一月三一日号。
- 一九六七 b、『憂うべき日本の人口動態』『生命の世紀』一月三一日号。
- 一九六七 c、『日本の労働力の長期政策と産児制限』『生命の世紀』一月三一日号。
- 滝沢 正 一九七二、「優生保護法運営の問題点」。
- 寺田喜明 一九九九、「宗教的回心と文化的コンテクスト」『現代社会理論研究』九号。
- 二〇〇五、「日系新宗教の『第三の地域』における受容」『白山人類学』八号。
- Duden, Barbara. 1991. *Der Frauenleib als öffentlicher Ort: vom Missbrauch des Begriffs i. Leben, Hamburg: Luchterhand.* (＝一九九三、田村雲供訳、「胎児へのまなむし——生命イデオロギーを読み解く」阿阡社)。
- 富永健太郎 一九九八、「生長の家 谷口雅春における自己超越と救済論の生成」『宗教学・比較思想学論集』四六・六四。
- 日隈威徳 一九八三、「生長の家の「教義」と運動——復活する“戦犯宗教”の素顔——」『前衛』六号二〇一・二二二。
- 星野智子 二〇〇三、「現代社会における胎児の生命観——日本・カナダ・オーストラリアのフィールドワークをとらして」『国際宗教研究所編『現代宗教』二〇〇三 東京堂出版一七・一三八。
- 森岡正博 二〇〇一、『生命学に何が出来るか——脳死・フェミニズム・優生思想』 剋草書房。

【注】

(1) 優生保護法第一四條四項「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」(一九五二年法改正時に追加)。日本社会における人口妊娠中絶の多くはこの第一四條四項「経済条項」に基づきなされており、この「経済条項」撤廃は、中絶反対派にとつての政治的運動戦略の中心課題であつた。

(2) 当時日本家族計画連盟事務局長であつた近泰夫は、この答申に対して「労働力の不足を受胎調節と結びつけて考えたがる人達(主として政財界)の意向がその背後に感じられる今回の答申であるが、……「産めよ殖やせよ」時代再来の印象すら与えている」と発言し、政府の人口政策を激しく牽制している。また当時日本母性保護医協会等からも反対意見が出され、この答申は大きな批判の的にさらされた。

(つちや・あつし 東京大学大学院人文社会系研究科博士課程)

Society which visualizes “fetus”

Atsushi Tsuchiya

Pro – life movement is the social movement which asserts a ban on abortion for the right of the “fetus” which exists in a pregnancy woman’s interior body. “Is fetus already a person with perfect personality ?– or are some female inside-of-the-body tissues? –” the question has been developed as “an abortion dispute” in conflict between women movement and pro –life movement in the West. Moreover, pro-life movement has been developed as a large-scale social movement after the 1970s, mainly being connected with religion movement centering on Catholic. Especially in the United States of America, it has been developed as the intense social movement - obstetrician and gynecologist’s murder by Catholic, such as NRLC. Moreover, in recent years, establishment of an embryonic stem cell or human embryo clone creation are also the point at issue.

On the other hand, pro - life movement in Japan was developed on a large scale, by “Seicho-No-Ie” which is the Shintoism religious group in early of the 1960s to the 1980s. Unlike the Western countries where abortion is conventionally illegal, pro-life movement in Japan was started in the situation where legalization of abortion was already made after the war in 1948.

In this paper, I do not take part in construction of the norm proposition on whether “whether an embryo and an embryo to have the dignity as man”, directly. In this paper, by comparison. the activity of Seicho-No-Ie which led the process of pro-life movement in Japan in the social context of those days, I analyse diachronically the mechanism in which existence of an embryo becomes an issue as the point at issue on a life dispute or an abortion dispute.